

迷惑メールに困っていませんか？ 「迷惑メールの対処」について

○クリックしただけで、料金を請求される…

携帯電話に届いた広告メールなどを内容確認のため、クリックしただけで「登録しました」となって、料金が請求されてくるトラブルが多く発生しています。これはパソコンでも同様です。

例えば

①メールアドレスに届いた広告メール(迷惑メール)中に「無料」や「アダルト」等の誘い込む見出しのメールがあり本文中にあるURLをクリックしたところ、サイトのトップページとなり、画像や写真をクリックすると「登録」表示となる。

②メールアドレスに届いた文中に「登録料金未納のお知らせ」等の文書がありURLをクリックするときなり「登録」の状態となる。

ある日突然やってくる身に覚えのない迷惑メール。中には、興味でつい開いてしまった方もいるのでは。そこで、その原因と対策を紹介します。

【迷惑メールを受け取らないために】

①懸賞・占いなどのダウンロードサイトへのアドレス登録は素性がわからない場合はしない。

(運営社の氏名・住所・連絡先などの表示がない場合、アドレス収集目的で作られたサイトなどがあります。)

②アドレス登録に不安がある場合、いつでも利用をやめられる別のアドレスを登録する。

③有名企業などをかたり、会員情報の再確認や個人情報の登録を案内するメール(フィッシングメール)と思われる場合には、アドレスを含む個人情報を登録しない。

【迷惑メールを受信してしまった場合】

①明らかに不要なものは開封しない。

②迷惑メールと判断した場合はURLを絶対にクリックしない。

(クリックするとアクセス者を知る可能性があり、更に多くの迷惑メールが送りつけられる。利用料として料金支払いを強要される。パソコンなどに不正なプログラムがインストールされるなどの被害が発生します。)

【出会い系サイトについて】

コンビニ決済、クレジット決済等の方法で、多額の資金を要求し、出来ない事例がほとんどです。早めの相談が必要です。

【迷惑メールの相談センターへの情報提供】

①迷惑メール相談センター

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/index.html>

☎ 03-5974-0068

(迷惑メール等について総務省の委託により、違反メールの対処、情報収集・提供を行っています。)

ネット犯罪は犯罪者を特定することが難しく、解決するまでに多くの時間と手間がかかります。インターネットは大変便利なものですが、ウィルス付メールや迷惑メールを受信する危険性やワンクリック不正請求、フィッシング詐欺などといった被害にあわないよう、常にセキュリティ意識をもち対策の基本を実施してください。

阿蘇市役所では、消費生活相談室を毎日（平日）開設しています。第1、第3水曜日は内牧支所で10時から15時まで開設しています。

訪問販売、電話勧誘販売、サラ金・クレジットの多重債務問題などの消費生活に関するトラブルをお受けします。

多重債務問題は必ず解決できます！

困ったなと思ったら、
まず相談！

お電話ください！



阿蘇市消費生活相談室 TEL22-3364